

# 行政の焦点



セクシュアルハラスメントという言葉を耳にするようになって久しいですが、みんなの職場における対策は万全でしょうか。

セクシュアルハラスメントと聞くと女性に対する性的嫌がらせと思われる方が多いかも知れませんが、男性に対するものも含まれます。職場におけるセクシュアルハラスマントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける許されない行為であり、いつたん発生すると、被害者に加え行為者も退職に至る場合があるなど双方にとつて取り返しのつかない事態となる

ばかりか、企業にとっても社会的評価に大きな影響を与える問題となります。

男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシユアルハラスマント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけており、その具体的な措置として、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置についての指

管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。  
②セクシュアルハラスマントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。  
●体制の整備  
③相談窓口をあらかじめ定めること。  
④相談窓口の担当者が、

## 職場のセクシュアルハラスマント対策は万全ですか？

針（平成18年厚生労働省告示第615号）において9項目示しています。指針で示された9項目のポイントは次のとおりです。

- 方針の明確化および周知・啓発①職場におけるセクシユアルハラスマントの内容・セクシュアルハラスマントがあつてはならぬ旨の方針を明確化し、
- 迅速かつ適切な対応⑤事業に係る事実関係と等を理由として不利益な取り扱いを行つてはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

⑥事実確認ができた場合は、行為者および被害者に対する措置を適正に行うこと。  
⑦再発防止に向けた措置を講ずること。

相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようになります。  
⑨相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行つてはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

●併せて講ずべき措置⑧相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。

職場におけるセクシユアルハラスマント対策は、特に、未然の防止が重要です。新入社員を迎える時期となりました。いま一度、職場の点検をお願いします。

## 名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）

（052）961-8653

安全衛生係（安全衛生課）  
（052）961-8654